



# 鳥取県公報

平成 28 年 5 月 20 日 (金)  
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (18) (給与課) . . . 2

# 人 事 委 員 会 規 則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月 20 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93</u>以上<u>100分の157</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の117</u>以上<u>100分の197</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85.5</u>以上<u>100分の93</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の101</u>以上<u>100分の117</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内におい</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の97.5</u>以上<u>100分の164</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の121.5</u>以上<u>100分の204</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の89.5</u>以上<u>100分の97.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>以上<u>100分の121.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の80.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100.5</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内におい</p>

<p>て、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には<u>100分の39.5超</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5超</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の40超</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50超</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には<u>100分の39.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には<u>100分の39.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5未満</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の40未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間</u></p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>て、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には<u>100分の37.5超</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47.5超</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の42超</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52超</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の42</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には<u>100分の37.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47.5未満</u>）、12月に支給する場合には<u>100分の42未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(9) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成28年 6 月 1 日から施行する。